

## 9.3 緑

### 9.3.1 現況調査

#### (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.3-1 に示すとおりである。

表 9.3-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (3) 調査方法

##### 1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

##### ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 27 年 9 月 2～3 日に実施した。

##### イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

##### 2) 生育環境

##### ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 25 年 8 月 国土地理院）、「都道府県土地分類基本調査」（平成 9 年 3 月 東京都）等の既存資料の整理によった。

##### イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

##### ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

##### 3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

##### 4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

##### 5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

## (4) 調査結果

## 1) 緑の状況

## ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.2.1 現況調査 (4) 調査結果 5) 植生の状況」(p. 50 参照) に示すとおりである。計画地及びその周辺の現存植生は、主に「ゴルフ場・芝地」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「市街地」等となっている。

現地調査による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、図 9.1-8 (p. 52 参照) に示すとおりである。計画地は、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内に位置し、植生の状況は、落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ、モミジバフウ等)、常緑広葉樹(クスノキ、マテバシイ、タブノキ等)、常緑針葉樹(クロマツ)、混交(ケヤキ、コナラ、スダジイ等)が植栽されている。また、計画地北側の陸上競技場、さくら広場にはシバ群落、中央部のドッグラン、南西側のくすのき広場にはシマスズメノヒエ群落等の草本群落が見られる。

## イ. 緑の量の状況

計画地内の大部分は陸上競技場や野球場であり、これらを囲むように植栽樹群(常緑広葉樹、落葉広葉樹、常緑針葉樹、混交)が広がっている。計画地における緑の面積は約 125,400m<sup>2</sup> である。また、計画地内の緑の体積は約 1,371,300m<sup>3</sup> である。

## 2) 生育環境

## ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 2) 地形・地質の状況」(p. 43 参照) に示したとおりである。計画地は、高い盛土地に位置し、埋立事業により平坦化された人工造成地である。計画地及びその周辺は地盤高が T.P. +5m 程度の平坦な地形である。

## イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 6) 気象の状況」(p. 53 参照) に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

## ウ. 地域社会とのつながり

## (ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地は、昭和 31 年に策定された東京港港湾計画に基づき埋立工事が行われた八潮地区の南西に位置し、自然地形等は存在しない。

大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森は、第三種公認陸上競技場、野球場 6 面、人工芝グラウンド、テニスコート等を有する都内有数規模のスポーツエリアであり、都心からのアクセスもよく、駐車場は 290 台分が整備されている。園内は花見ができるさくら広場やドッグラン等があり、多様な利用がなされている。

また、スポーツの森の西側には、なぎさの森が位置し、京浜運河に沿って水辺に親しめる公園である。森と干潟があり、釣りや野鳥観察等の自然との触れ合いの利用のほか、バーベキュー等の利用がなされている。

## (イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

## 3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p.53 参照)に示したとおりである。計画地は、大井ふ頭中央海浜公園内に位置し、土地利用はその多くが公園・運動場等となっており、一部にスポーツ・興業施設がある。計画地北側には品川八潮団地等の集合住宅や住商併用建物、専用商業施設がある。計画地西側には大規模なスポーツ・興業施設である大井競馬場が、計画地南西側には倉庫・運輸関連施設であるトラックターミナルが、南東側には供給処理施設である中央卸売市場大田市場がある。

## 4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.3-2(1)及び(2)に示すとおりである。

第一球技場計画地は、品川区みどりの条例(平成6年3月 品川区)に基づき緑化基準が定められている。

表 9.3-2(1) 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成12年東京都条例第216号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。

表 9.3-2(2) 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
品川区みどりの条例 (平成 6 年 3 月 品川区)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、品川区（以下「区」という。）におけるみどりの保護および育成に関し必要な事項を定めることにより、区、区民、事業者が一体となってみどり豊かなまちづくりを図り、もって区民のうるおいと安らぎのある書いて基な生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第 13 条 敷地面積 300 平方メートル以上の次の各号のいずれかに該当する建築行為等を行おうとする者は、事前にその建築行為等に係る敷地（敷地面積が 1,000 平方メートルを超えるものにあつては、規則で定める当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等を含む。）の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認を必要とする建築行為</p> <p>(2) 建築基準法第 18 条第 2 項に規定する通知を必要とする建築行為</p> <p>(3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為</p> <p>(4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 2 条第 8 号に規定する指定作業場を設置する行為</p> <p>2 国または地方公共団体が、その有する敷地において建築行為等を行う場合における前項の適用にあつては、同項中「300 平方メートル」とあるのは「250 平方メートル」と、「1,000 平方メートル」とあるのは「250 平方メートル」とする。</p> <p>3 前 2 項に規定する緑化計画書は、第 11 条または前条に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 区長は、第 1 項および第 2 項に規定する緑化計画書の認定を受けないで建築行為等を行おうとする者または認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、もしくはその履行をしない者に対して、緑化計画書の認定を受けるようまたは認定を受けた緑化計画書の内容を履行するよう勧告することができる。</p>

## 5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.3-3 に示すとおりである。

表 9.3-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」（平成 18 年）の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
水とみどりの基本計画・行動計画 (平成 24 年 6 月 品川区)	品川区水とみどりの基本計画・行動計画は、平成 20 年に示された「新・水と緑のネットワーク構想」に示された方針を受け、より具体的な数値目標を定めることにより、「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指すものである。 基本計画は、都市緑地法第 4 条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」に該当し、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、品川区の水とみどりを取り巻く状況に応じて必要な事項を定め、水とみどりに関する施策を総合的かつ計画的に進めていく。

### 9.3.2 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

#### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

#### (3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

#### (5) 予測結果

##### 1) 植栽内容の変化の程度

計画地は大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内に位置し、陸上競技場や野球場が存在し、これらを囲むように植栽樹群（常緑広葉樹、落葉広葉樹、常緑針葉樹、混交）が広く分布している。

事業の実施により、第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。

計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。

図7.2-6(1)及び(2)（p.21、22参照）に示すとおり第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。

また、第二球技場計画地の現況は人工芝のグラウンドであり、既存施設の改修のみを行う計画のため、計画地周辺の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森に生育する植栽樹群等の改変は生じないことから、現況と同様の植栽内容になると予測する。

##### 2) 緑の量の変化の程度

計画地は大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内に位置し、植栽樹群（常緑広葉樹、落葉広葉樹、常緑針葉樹、混交）が広く分布し、現状の緑の面積は約125,400m<sup>2</sup>である。

事業の実施により、第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが、緑化計画は図7.2-6(1)及び(2)（p.21、22参照）に示すとおりであり、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポー

ツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。

第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。したがって、計画地内の緑の面積は一部減少するものの、新たな芝生地が創出され、緑の量は維持されると予測する。

### 9.3.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。
- ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。
- ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・既存のケヤキ等の樹木を保存する計画である。
- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。
- ・今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に選定する計画である。

### 9.3.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

#### (2) 評価の結果

事業の実施により第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。

第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。なお、今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に樹種を選定する計画である。

また、第二球技場計画地の現況は人工芝のグラウンドであり、既存施設の改修のみを行う計画のため、計画地周辺の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森に生育する植栽樹群等の改変は生じない。

以上のことから、評価の指標は満足するものとする。

